

まじきな事務所通信 R7-4

専任技術者の現場技術者との兼任に関する法改正がありましたので、

お知らせいたします。

本社営業所に常駐する専任技術者は、本来現場に出ることが出来ませんが、令和6年12

月の法改正により、

一定の条件下では、専任技術者が現場の主任技術者又は監理技術者を兼任することが可

能となりました。

一定の条件下とは下記の内容です。

兼任可能な現場の数は1現場・請負金額は税込み1億円未満・下請次数は3つまで・連

絡員を配置すること・

本社と現場の移動距離は片道2時間以内・人員の配置計画書を作成する事等の条件は付

きますが、人手不足に悩む業界にとっては画期的な事であり、朗報です。

PDFの資料も併せてご覧ください。

※もっと詳しくお知りになりたい方は国交省のHP「現場技術者の専任合理化」

(R6.12.13施行)を検索して下さい。

この内容は社長にもお伝えください。宜しくお願い致します。



営業所の専任技術者は
現場に配置できるのか？

R6.12月法改正の解説

●営業所ごとに専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）は、現場には出られない、と解釈されているが、これまでも一定の条件の下で兼務することは可能でした。

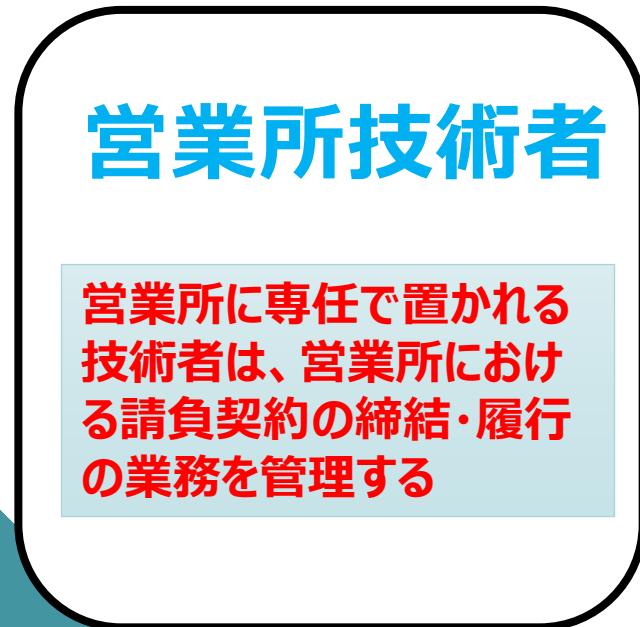
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる範囲が拡大された改正を実施。

（名称の変更あり）

専任技術者から、
営業所技術者へ変更

営業所技術者が現場技術者を兼務するイメージ

※R7年1月から適用



兼務不可

新たに兼務可

これまでも兼務可

税込み請負金額

1億円以上は
兼務不可

情報通信機器の活用等による兼任制度の新設

専任不要の現場

1 億円 (2億円)

次の頁に要件
記載

4,000万 (8,000万円)

() は建築一式工事

※専任不要の現場とは、4,000万円未満の技術者の常駐を求めない工事現場のこと。

※R7年1月から適用

【兼務の要件】

- 工事契約

当該営業所において、締結された工事であること

- 請負金額（税込み）

1億円（建築一式は2億円）未満

- 兼任現場数

1工事現場

- 営業所と工事現場の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

- 下請次数

3次まで

- 連絡員の配置

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置すること（土木一式、建築一式は実務経験1年以上必要）

- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置

- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等

- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置

※注

工事途中で請負金額が1億円を超えた場合、下請次数が3を超える等、要件を満たさなくなったときは、別に配置技術者を専任で配置しなければならない。